1 病院事業の統廃合,機能分担,経営形態 (地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号) の全部適用)等の調査・検討について

- (1) 山陽市民病院は、当面地域住民のニーズを考え、規模縮小させて地域にあった形態で存続させ、第5次経営健全化計画の終了時(平成20年度)までに、経営状態を考慮し、存続について再度検討されたい。
- (2) 病棟体制は、小野田市民病院は、現在の 4 病棟の急性期病棟・215 床とされたい。 山陽市民病院は、2 病棟体制とし、1 病棟は急性期病棟・57 床(平成 18 年 1 月に 1 病棟・49 床休止済み)と、残り 1 病棟は療養型病棟・54 床とされたい。なお、病床 数は、患者数動向により、随時見直しをされたい。
- (3) 山陽市民病院の休止病床数は、将来の新病院構想のために確保されたい。
- (4) 山陽市民病院の外来診療は、地域住民の診療所的な役割として住民の検診、急性期や慢性期疾患の診療、紹介先を相談するような機能を主とされたい。
- (5) 両市民病院は、両病院の機能分担を進め一つの総合病院としての立場にたって、地域の 医療施設と連携した地域完結型の医療を更に推進し、地域医師会などの協力を得ながら 医療資源の有効活用を推進し、医師不足を補う方策も考えられたい。
- (6) 小野田市民病院・山陽市民病院両病院の経営形態に「全部適用」の導入を検討されたい。 市民病院の最高経営責任者(病院事業管理者)の人選を検討されたい。

2 その他病院事業の運営、経営等で必要な事項の調査・検討について

- (1) 小野田市民病院・山陽市民病院の経営については、医業収入の増収を図るとともに経費の削減に努め、経営改善を図られたい。
- (2) 小野田市民病院・山陽市民病院とも医師の確保に努められたい。
- (3) 山陽市民病院は、不良債務の解消に向け全力を傾注されたい。
- (4) コスト (費用) 意識を持ち、費用対効果を考えた病院運営・経営に努められたい。
- (5) 小野田市民病院・山陽市民病院は、両院の連携を更に図り、運営管理・診療科目の調整、職員の適性配置、人事交流などを進められたい。
- (6) 小野田市民病院・山陽市民病院とも建物・設備が老朽化しており、施設改善に努められたい。
- (7) 職員全員が経営参画するという意識改革に努められたい。
- (8) 職員の資質や技術力、接遇、サービスなどの向上に努められたい。
- (9) 患者さんが安心して受診でき、信頼され満足度の高い病院づくりに努められたい。
- (10) 市民病院が公立病院である必要性を明確にされたい。
- (11) 将来的には、新病院を建設されたい。

小野田市民病院と山陽市民病院を統合して1病院の建設が望ましい。建設場所については、旧小野田市側や旧山陽町側、あるいは新市の中間点、利便性など様々な意見があった。実際の建設時においては、建設場所や病院規模などについて、市民の意見を十分に反映されたい。